

## 文京区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準

2024 文総契第 1148 号令和 6 年 12 月 18 日区長決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、文京区標準契約約款（工事請負）に規定する現場代理人（以下「現場代理人」という。）について、他の工事との兼任を認める場合の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の要件)

第 2 条 現場代理人は、入札参加申込日（指名競争に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前から工事の施工完了までの間に、受注者（共同企業体の施工による請負工事にあつては代表者となる企業等とする。以下同じ。）と直接的な雇用関係にある者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 号又は第 15 条第 1 号の規定による経營業務の管理責任者及び法第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号の規定による営業所の専任技術者を除く。）とする。

(兼任を認める工事)

第 3 条 次に掲げる要件を全て満たすと認められる工事（単価契約のものを除く。）は、合計で 2 件まで現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、施工管理上兼任が適当でないと思われるときは、あらかじめ設計図書等において兼任の範囲について明示した上で、当該兼任の範囲を制限するものとする。

- (1) 兼任しようとする工事が、いずれも区の発注する区内工事であること。
- (2) 受注者が過去に区が発注する工事において施工実績を有する者であること。
- (3) 兼任しようとする工事が、いずれも建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に規定する重要な建設工事でないこと（現場代理人と技術者を兼任する場合に限る。）。ただし、同条第 2 項の規定により同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事については、この限りでない。

(遵守事項)

第 4 条 現場代理人は、兼任を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 監督員等（区の監督員その他工事主管課の職員をいう。以下同じ。）と常に携帯電話等で連絡を取ることができるようにしておくこと。
- (2) 工事現場で不在とするときは、連絡員（配置時点において受注者と直接的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 監督員等が必要と認めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。
- (4) 施工管理その他の工事現場の取締りを行い、工事の施工に支障を生じさせないこと。

(兼任の手続)

第 5 条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、落札決定後、現場代理人兼任届及び連絡員配置届を工事主管課に提出しなければならない。

(契約変更時の取扱い)

第6条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなった場合は、工事主管課と協議の上、対応を決定するものとする。

付 則

この基準は、令和7年1月4日から施行し、同日以降に発注する工事請負契約について適用する。